

### 1. 募集期間

令和7年12月1日（月曜日）から令和8年1月5日（月曜日）まで

### 2. 意見総数

提出方法	持参	郵送	ファックス	電子申請	メール	意見箱	合計
提出人数	0	0	0	4	0	0	4
意見数	0	0	0	11	0	0	11

### 3. 寄せられた意見

寄せられたご意見と、ご意見への市の考え方を以下のとおり公表します。

\* 寄せられたご意見は、質問者個人を特定し得る箇所やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。

番号	寄せられた意見	ご意見に対する恵庭市の考え方
1-1	居住誘導区域の大半が「洪水リスク区域」にもかかわらず、そこに居住を集約する方針（コンパクトシティ化）を進めていますといったところに違和感を感じます。「浸水する前提で集住する」政策は正しいのでしょうか。	<p>居住誘導区域は、既に形成されている市街地や公共交通の利便性、公共施設の配置状況を鑑みて設定しております。ご指摘の区域は、古くから本市の生活の中心として発展してきた経緯があり、生活利便性が極めて高いことから、一律に除外するのではなく、「安全性の向上を図りながら、利便性を維持する」方針をとっております。</p> <p>具体的には、ご指摘の「ソフト対策（避難体制の強化）」に留まらず、多角的なアプローチによりリスク管理を進めます。河川改修などの治水施設の整備（ハード）と、垂直避難の確保や迅速な情報伝達（ソフト）を組み合わせ、浸水時でも人命を守る仕組みを構築します。</p> <p>本市としては、「浸水する前提で集住する」のではなく、「リスクを最小化し、災害に強い都市機能を維持する」ことを目的としております。今後も、最新のハザード情報に基づき、居住誘導区域のあり方については継続的に検証・見直しを行ってまいります。</p>
1-2	人口は今後減少と見込んでいるのに「新市街地」は矛盾していないでしょうか。人口減少しないように新市街地を考え広げて人口が減らないように政策を考えるのが市の責務でないでしょうか。	<p>本市の立地適正化計画は、既存市街地の維持・活性化を基本方針としつつ、同時に「近隣自治体での大規模な産業プロジェクトに伴う広域的な影響」や、それに付随する新たな都市需要に的確に対応することを目指しております。</p> <p>新市街地の整備にあたっては、拡散的な開発にならないよう、公共交通との接続や周辺環境との調和に配慮した「計画的な市街地形成」に努めてまいります。既存市街地の「集約」による効率化と、新市街地による「新たな活力の取り込み」を適切に組み合わせることで、将来にわたって選ばれるまちづくりを推進していく方針です。</p>
1-3	居住誘導区域の人口密度も2020年：47.4人/ha → 2040年：44.2人/ha となり成功しても「人口が減った状態」が目標達成になるというのは市民からするとやる気あるのかと思います。	<p>当初の目標値は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計などを踏まえ、将来にわたってインフラや公共サービスを安定的に維持し得る水準を現実的に算定したものです。</p> <p>しかしながら、ご指摘いただいた「まちの活性化」や「次世代の流入」という視点は、本市の持続的発展において欠かせない要素です。そのため、本市のこれまでの人口推移の動向や、今後の施策展開による成長ポテンシャルを改めて精査し、当初の計画値よりも高い水準を目指す方向で、目標密度の再検討を行います。</p>

番号	寄せられた意見	ご意見に対する恵庭市の考え方
1-4	<p>地価の上昇についても良いことのように描かれていますが、若年層の流入が妨げられることにより住宅取得が困難化します。ベットタウンとしてそれは喜ばしいことなのでしょう。近隣のまちは若い世代を呼び込む政策を色々やっているのを目にしますが恵庭はさっぱりです。下がる目標を立てられるのもそこにつながるのかなと思います。</p>	<p>本市では、近隣自治体における大規模な興行や産業プロジェクトの影響により土地需要が高まり、その結果として地価が上昇しているものと考えています。</p> <p>若年層を含めた人口流入を促すためにも、住宅取得の負担を軽減する住宅施策を推進してまいります。</p> <p>具体的には、総額としての負担軽減につながる宅地面積のあり方を誘導します。また、ライフステージの変化に応じて適切に住み替えができるよう、相談体制の確立についても検討を進めます。</p> <p>さらに、本市がこれまで取り組んできた「花と緑のまちづくり」による生活の質の高さを維持しつつ、子育て環境の充実、地域公共交通の利便性向上といった施策を通して、「生活コスト全体」で魅力を高めたいと考えています。</p>
1-5	<p>公共交通で、免許返納による自家用車以外の移動手段の確保、AIやIoT技術進展による効率的で新しい交通システムの検討とありますが具体性がなく、財源・時期が不明に感じます。</p>	<p>ご指摘の内容については、恵庭市地域公共交通計画に基づき実施しています。</p> <p>免許返納による自家用車以外の移動手段の確保については、自分で運転できなくなる高齢者が増加することから、エコバスやエコタクのさらなる利用促進を図るべく交通弱者の移動手段となる公共交通の維持確保を進めているところです。</p> <p>次に、AIやIoT技術進展による効率的で新しい交通システムの検討についてですが、MaaSや電子決済、自動運転、AI予約システム等のデジタル技術において、先進事例の情報の収集整理を行い、本市が抱える課題やニーズにマッチした技術、導入経費や財源等の研究及び検討を令和9年度から10年度に行うこととしています。</p>
1-6	<p>総合すると防災面では矛盾と人口面では下方目標で夢がない内容だだと思います。下がる目標は誰でも作れますので、すぐには変わらないのかもしれませんが、そうではない発想をお願いします。</p>	<p>防災面や人口面については、前段で記載のとおりであります。社会情勢や市民の皆様のニーズの変化、さらには技術革新などを踏まえ、柔軟に見直しを行っていくべきものと考えております。市民の皆様が将来にわたって誇りを持てるような、希望ある恵庭の未来像を共に描いていけるよう、施策の推進に努めてまいります。</p>
2-1	<p>計画全体で「都市機能誘導施設」と「誘導施設」の表記ゆれがあるため、法律上正しいと思われる「誘導施設」に統一してはどうか。</p>	<p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法においては、誘導の対象となる施設を正式には「都市機能増進施設」と定めています。一方で、計画策定や運用においては、市が立地を誘導する施設という意味合いから、ご指摘の「誘導施設」という表現が一般的に広く用いられています。</p> <p>いずれにしましても、「都市機能誘導施設」の表記は正式なものではないため、計画全体で使用する用語を「誘導施設」に統一いたします。</p>
2-2	<p>6の2ページのタイトルに誤字があります。</p>	<p>ご指摘のとおり誤字がございましたので、修正いたします。</p>

番号	寄せられた意見	ご意見に対する恵庭市の考え方
2-3	<p>6の3ページについて、産婦人科が地域拠点区域への誘導施設となっているため、地域拠点以外に立地する場合は市への届出が必要となりますが、今後、市内で開院する事業者がいた場合に進出の妨げとはならないでしょうか。都市構造に大きな影響を与える施設ではなく、広く全市的に立地を許容してはどうかと思います。</p>	<p>誘導施設（産婦人科を含む）が誘導区域外で一定規模以上の開発・建築を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき市への届出が必要となります。しかし、これは立地を妨げるものではなく、誘導区域外での立地状況を市が把握し、将来的な都市構造への影響を分析するための手続きであり、立地自体は可能です。</p> <p>産婦人科は、市民生活を支える重要な医療施設であり、とくに地域拠点区域でその機能を確保することが、市民の利便性の維持につながると考えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、事業者の進出に際して届出制度が円滑に運用されるよう、今後も周知に努めてまいります。</p>
3	<p>近年の恵庭北・南高校は少子高齢化社会と核家族により全校生徒数が減少してきて、近年は高齢化社会により若者の人口が減少してきて、近年は社会情勢の変化により出生率が低下してきて、近年の恵庭市は高齢化と核家族化が進んで、近年は工事費・建設費・維持管理費など物価が値上げされて、校舎の整備・修繕は多額の費用が掛かるし、これから恵庭北・南高校を統合してほしいので、本当に何とかしてください。</p>	<p>恵庭北高校および恵庭南高校に関するご提案については、両校とも北海道が所管しているため、恵庭市として具体的な方針や対応についてお答えすることができません。</p>
4	<p>障害者総合支援法の見直し 「就労移行支援」「就労継続支援A・B型」統合 統廃合により「就労移行支援事業所」「就労継続支援A・B型事業所」を閉所 近年の(就労移行支援)(就労継続支援A型)は利用者が減少してきて、近年の(就労移行支援事業所)は就職の困難により次々と閉所されて、近年の(就労継続支援A型事業所)は経営難により次々と閉所されて、これから障害者総合支援法の見直しにより「就労移行支援」「就労継続支援A・B型」を統合してほしいので、そのため「就労移行支援」「就労継続支援A・B型」を廃止させて、そして「就労移行支援事業所」「就労継続支援A・B型事業所」を閉所させて、そのことを北海道庁にメールを送ったから、本当に何とかしてください。</p>	<p>立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、住宅や医療・福祉・商業施設等の「立地（場所）」を適切に誘導し、持続可能な都市構造を目指す土地利用の計画であり、障害者総合支援法に基づく各事業の統合や廃止といった「制度そのもののあり方」を決定するものではありません。</p> <p>いただいた障害者総合支援法に関するご意見については、本市の福祉担当部局にも共有し、今後の福祉施策の参考にさせていただきます。</p>